

3 平成24年第4回越知町議会定例会 会議録

平成24年9月14日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開議日 平成24年9月20日（木） 開議第3日

2. 出席議員（12人）

1番 市原 静子	2番 高橋 丈一	3番 武智 龍	4番 斎藤 政広	5番 岡林 学	6番 片岡 久一郎
7番 西川 晃	8番 岡林 幸政	9番 藤原 俊夫	10番 山橋 正男	11番 片岡 清則	12番 寺村 晃幸

3. 欠席議員 なし

4. 事務局職員出席者

事務局長 田村 昌道 書記 高橋 佳代

5. 説明のため出席した者

町長 吉岡 珍正	副町長 岡 義雄	教育長 山中 弘孝	教育次長 高橋 昌彦
総務課長 大原 孝司	会計管理者 藤原 良一	住民課長 岡林 直久	環境水道課長 北添 太三
税務課長 片岡 洋一	産業建設課長 小田 範博	企画課長 小田 保行	

6. 議事日程

第1 一般質問

- 第2 認定第 1号 平成23年度越知町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第3 認定第 2号 平成23年度越知町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第 3号 平成23年度越知町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第 4号 平成23年度越知町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第 5号 平成23年度越知町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第 6号 平成23年度越知町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第 7号 平成23年度越知町土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第 8号 平成23年度越知町蚕糸資料館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第 9号 平成23年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第10号 平成23年度越知町水道事業決算認定及び剰余金処分計算書（案）について
- 第12 報告第 2号 健全化判断比率報告書について
- 第13 報告第 3号 資金不足比率報告書について
- 第14 議案第40号 越知町やすらぎの交流空間施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第41号 越知町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第42号 越知町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第43号 越知町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第44号 平成24年度越知町一般会計補正予算について
- 第19 議案第45号 平成24年度越知町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 第20 議案第46号 平成24年度越知町下水道事業特別会計補正予算について
- 第21 議案第47号 平成24年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第22 議案第48号 平成24年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について

- 第23 議案第49号 町道の路線の認定について
- 第24 議案第50号 町道の路線の変更について
- 第25 議案第51号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 第26 議案第52号 工事請負変更契約の締結について
- 第27 議案第53号 越知町立小学校設置条例の一部を改正する条例について
- 第28 議案第54号 工事請負契約の締結について

追加日程第1 議長 の 辞職

追加日程第2 議長 の 選挙

追加日程第3 副議長 の 辞職

追加日程第4 副議長 の 選挙

第29 各常任委員の選任

第30 議会運営委員の選任

第31 選挙管理委員の選挙

第32 選挙管理委員補充員の選挙

第33 発議第5号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書

第34 発議第6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

第35 議員派遣

第36 委員会の閉会中の継続調査

開 会 午前 9時00分

一 般 質 問

議 長（岡 林 幸 政 君）おはようございます。第4回定例会開議3回目の応召ご苦勞様です。藤原会計管理者から公務のため午前中欠席の通知がっておりますのでお知らせします。本日の出席議員数は12名です。定足数に達していますので直ちに会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。日程第1 一般質問を行います。11番 片岡清則議員の一般質問を許します。

11番（片 岡 清 則 君）おはようございます。議長のお許しを頂きましたので、ただいまから、一般質問を行います。質問に先立って議長に議事進行の発言を求めたいわけですが、お許しを頂きたいと思っております。どうぞございましょう。

議 長（岡 林 幸 政 君）構わない範囲の議事進行であれば許します。

11番（片 岡 清 則 君）私の質問は2項目であります。昨日9時から、それぞれ越知町の広域で議論をされております産廃に関する問題点でいくたの問題が高橋議員、あるいは山橋議員からも出たわけですが、私は非常に方向性としておかしい方向に行っておるんじゃないか。これはなぜなら、議長の取り扱い方に不備があるとかいうわけではありませんが、質問者の側にも問題があると思っております。なぜなら、越知町の町民の代弁者であるところの議会、議会の中で、横倉の残土場に産業廃棄物が置かれた。これは、一時的であれ、許可なしに置くということは、放棄をしておるのと非常に変わらないということにもなるわけです。建設課長に昨日も聞くのに、都屋のドライブインの端には埋め戻しの土を置き、そして横倉には土そのものは許可をしたが、産廃の悪土については置かずことは許可していない。全く最初に相談があってから以降、全くそういう話がないということ。町長においても、許可したということ言っておりません。昨日は消防長も来て、搬出が済んでから報告を受けた、こういうことで、本来ならば、越知町の残土場に誰が許可をしたかということが全くはっきりさしてない、これは議長の取り扱い方にも問題があろうし、本来であるならば、請負業者である宮崎技研から相談なしに、行て置かしてもうたと言うならまだしも、まだそういうあいさつも以上あっておりません。議長、このことは越知町に対してそれなりのあいさつぐらいはあってしかるべきじゃないですか。まずそのことをお聞きします。

議 長（岡 林 幸 政 君）私に対する質問ですのでお答えいたします。昨日2人ほどの質問がありましたけれど、最終的には今片岡議員が言われましたように誰が許可したかというところまでの詰めがいておりません。それは事実でありますけれど、この問題については、これ以上私に聞かれても分かりませんので、後は、質問をこの件に関しては控えていただきたいと思っておりますけど、片岡議員どうでしょうね。はい、11番。

1 1 番（片岡清則君）本来であるならば、議長に議事の進め方が悪いとかいうようなことは言うべきでないわけですが、やはり昨日も高知新聞の新聞記者もおりました。書き方がまずいとまで言われたわけですが、産廃という認識もなしに置いたこと事体から発生しておる問題に関して、マスコミ報道に対してですよ、その真意はどこにあるんかというようなことを、町長、私は見ておりません。こんなことで、私は越知の議会として恥ずかしいです。（「書き方がまずいとどなたか言いましたか。」町長）。いやいや書いておることを見てないということをやったでしょう。（「書き方がまずいと一度もいっておりません。」町長）ことによったら抗議をするような言い方があったでしょう。

議長（岡林幸政君）そのことは私に対する質問やから、町長に対する質問じゃないのでちょっと控えてください。

1 1 番（片岡清則君）報道機関というのは事実に基づいて根拠をもって書いておると思います。私はそれに対して、犯人もはっきり特定もできん。一時的な仮置きなら仮置きを許可したのかどうかということもはっきりさせないで、やはり隠ぺいがあったのではないかというようなことを言われても仕方がないと思うんです。議長の方から、そのことについて何度も私が答弁を求めるといって自体も問題があると思います。しかし、越知町の所有する土地に、こういう産業廃棄物が誰の許可が知らないが、そこに置かれた。昨日、私は議長に言うておきます。0. なんぼ、0. 8 かなんぼか、ナノグラムとかいうような最初にはあったが、除けた後は半分になったということ言いましたね。半分になったら大ごとですよ。ゼロにならないかんのです。まだその産廃のしみ出た材料か何か知らんが、これが残っておるといって現実があるんです。（「それはちがう、ちがう。元々あった土がこればあ減ったということをお願いするんです。」の声）。

議長（岡林幸政君）片岡清則氏、あとどのくらいお話したら済みますか。

1 1 番（片岡清則君）5分で終わります。（「これは議事進行じゃない。」の声）やめと言うならやめましょう。やはり、町民の貴重な残土場が、除けた後もゼロでないという町長の報告は、私は納得しておりません。そのことだけははっきり言うておきます。除けた後はゼロになった、昨日も山橋議員から上にはビニールを敷いたが下にはしいていなかった。その残土が残っちゃうんじゃないかということも私は一部懸念をしております。そのことははっきり言うておきますし、特に申し上げて。

議長（岡林幸政君）町長はせんっててください。私に対する質問ですけ、それをどうするかということ、最終的に清則氏がどういう結論で言うか聞きゅうだけです。

1 1 番（片岡清則君）私はのけた土の何が完全に、この産廃がのいておるかということを検証しなげきやならんと思っております。（「それは清則さんの意見じゃけ、議事進行とは違うけ。」の声）何で違う。（「議長に答えを求めないかんけ。」の声）そのことをどうするかということ聞き

ゆうんじゃけ、議事進行で何が悪いで。適正な取り計らいをしてもらいたいが故に、私はこういう質問を議事進行でいたしました。取り扱いをよろしくをお願いします。

議長（岡林幸政君）分かりました。大変重要なお意見いただきましたので、また議員の皆さん方とお話をしたいと思います。それでは11番、片岡清則議員の一般質問を許します。

11番（片岡清則君）1番でございます。今、県でもこの入札工事について談合があった云々で大変な問題になっております。越知町においては決してこんなことはないと思うわけですが、公共事業の入札及び計画等はどのように行っているのかという質問をいたします。それぞれの担当課でいろんな事業を計画をいたします。その計画のボリュームと言いますか、延長がどのくらいでセメントがどれだけで人がどのくらいいる、あるいは管理料がどのくらいいるか。こういうことをもろもろ計算をして、この工事に何ぼいるという計算をすると思うわけですが、その計算を各担当課でやっているのか、総務課等で一括してやっておられるのか。そこの辺からまずお聞きをいたします。

議長（岡林幸政君）大原総務課長。

総務課長（大原孝司君）おはようございます。片岡議員にご答弁申し上げます。まず、各工事及び事業の算定でございますが、それはどこでやっているかということでございますが、各担当課でこれは設計書作るなりというふうな作業をしております。総務課においては、その後の入札を担当をしているということでございます。以上でございます。

議長（岡林幸政君）11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）それでは、各担当課でそれなりの設計単価というものを計算をして、やっておるということですが、通常1千万なら1千万の予算があると、そのいった1千万円で入札にかけておるのか。一定下限面積こういったものも計算の上で最低価格というものも計算をしておると思うわけですが、その辺はどうなっておるのでしょうか。

議長（岡林幸政君）大原総務課長。

総務課長（大原孝司君）ご答弁申し上げます。設計価格そのものでの入札かというふうなご質問かと思いますが、手前に予定価格というものを設定いたします。この予定価格というのは、先ほど申しました設計金額と計算の基礎となるものでございますが、それを履行の難易度等考慮して定めるといことになっておりまして、財務規則等で、具体的には設計金額に率は申し上げるわけにはいきませんが、率を打って出しているというところでございます。工事に関しましては、金額の大小にかかわらず予定価格につきましては、工事自体の委託等につきましては一応30万以上の

ものについてすべて作成するということしております。最低制限価格は、通常工事等の場合には設定をしております。これも財務規則で定められている範囲がございしますが、その範囲内で率を打って算定するということしております。以上でございます。

議長（岡林幸政君）11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）この率というのが我々にはわからないわけです。むろんその率を言いますと、完全にその価格が計算できると言いますか、入札時点で、ああ今度の工事は何ぼになるなというのは、今の時代ですから、計算方式というのはだいたいできておると思うんです。それを一定下回る最低ラインの金額、その最低ラインの金額というのが、どのように設定をしておるかは全然わからないわけですが、例えば、1千万先ほど言いました1千万の工事を90%、900万で落札をしてくれたら、それなりの金額であまり手抜きもせず本来思っておる工事がやれるというような判断になる点から、最低価格というのが算出しておると思うんです。本町の工事の場合、その最低価格と入札価格の差ですが、普段に最低に近い数字が出た時にはよく議場でも、ああこの工事はたたき合いをしたにやあというようなことを議員の中でも言います。今回も最初に予定した額からこのプール建設では、こういう時代ですので、運転のためにそういう仕事を順次取っていくということから、運転のために安うても利益がなくとも、たたき合いをするということもあろうと思うわけですが、そこな辺総務課で計算をして、だいたいどのくらいの越知町の公共事業の場合、数字になっておるのか。そこの辺を構わない範囲でお知らせ願いたいと思います。

議長（岡林幸政君）大原総務課長。

総務課長（大原孝司君）ご答弁申し上げます。若干ご質問の主旨が分からない部分もございしますが、入札というのはもともと競争でありますので、たたき合いというようなご発言されましたけれど、競争であります。安いやいこ、すべてがたたき合いということだろうと思います。予定価格と落札価格との通常どれ位のというようなご質問でよろしいでしょうか。ちょっと資料を今までの過去のということでもよろしいでしょうか。通常、町内業者で土木工事で入札をする場合に、ほぼ予定価格より若干少なめ、率にするとちょっと分からないですけど、まあ90%とかそういうふうなところでの額で落札をしているというのが通常ではないかとは思いますが、80%なり90%あたりでないか、そこまであんまりきっちりすべてを見たことがないので、計算をしたことがないので、具体的な額というのはちょっと見てみないと分からないですけども、予定価格より少し下というふうなところで落札するのが常でございます。以上でございます。

議長（岡林幸政君）11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）請負業者に聞いてみますと、機械の機種によって町が算出する額と同じ額を算出することができる。かつちりということは、

それは難しいかもしれませんが、ほぼ近い数字は計算ができますよという話です。特に建設課とかいう部門の仕事は非常に金額的にも多いし、誰が基になる計算をしておるのかどうかということが、我々議員には全く分かってないです。僕が知らんだけかもしれませんが、本来今回なんかも教育施設で大きい予算が組まれました。あそこやるのに何ぼいるんかということは荒算用はできて、詳細についての計算というのは実際越知でやれるのかどうかということが私は非常に疑問を持っております。

先だっても業者努力であろうと思うんですが、今消防本部をやられておるわけですが、昨日も松田消防長が言いました、基礎の掘削工事は高橋組に下請けをさしたと。私も何度かいったんですが、生コンは上岡工務店のものが来ております。これはどうして高橋がやりよらんのかなと言うたら、松田さんと一緒に聞いたんですが、生コンの入札、下請け業者の選定で m^3 2千円ほど上岡が安うて、うちはええとらざったと、こんな話が出たんですが、俗に生コン単価でも 1 m^3 2千円違う。高知市あたりでは今の越知町の生コンの価格の約半値じゃそうです。こういうことで、実質その計算というのは、何を基本として計算をしておるかということが非常に疑問です私は。その辺を、「積算基準というのがあるけ」の声) いやいやそれが、「質問者と議員が話をせんとってください。」議長)。長いこと土方をしゅう人は、幼稚な質問するものにやあとそういうふうにするかと思いますが、だいたい統一した積算基準というのはあるということですが、それ企業努力で m^3 当たり2千円安くてもおらんくは合わせれるがという業者もおるでありましょうし、そこな辺の積算基準というもの、どのような計算で成り立っておるのかということを知るように説明をしてほしいと思います。

議長(岡林幸政君)休憩します。

休憩 午前 9時25分

再開 午前 9時25分

議長(岡林幸政君)再開します。小田産業建設課長。

産業建設課長(小田範博君)おはようございます。片岡議員にご答弁を申し上げます。まず高知県の共通単価という単価がありまして、それも地域によって若干値が変わってまいります。一番便利なところが安うて、へんぴへ行くだけ単価が上がってくるというようなもので、それぞれ単価表というのがあります。それを今度は先ほどどなたかの議員から、言葉出ておりましたけれど、積算用のソフトというのがあります。それにデータを

すべて放りこんでいくと設計書が出来上がってくるといったようなシステムになっております。以上です。

議長（岡林幸政君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）おはようございます。建築の単価についてでございますけれども、当然我々は設計もよういたしませんので委託という形になります。建築の単価につきましては、設計業者が地域に合いました実情に合った単価を求めるため、それぞれ見積書を依頼して、3社ぐらいを最低でも依頼して、その平均を取って価格を決めておるということを聞いております。

議長（岡林幸政君）11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）質問する方も分からないようなことで、積算基準というもんが我々には全く分かってないし、先ほど言いました教育の場合なんかにおいては、それぞれ担当課で積算をして入札にかけておるというても、恐らく計算ができる人はおらんじやろうと。やっぱりそれなりの業者に頼んで、設計単価というものが算出されておるといように思うわけですが、今ちょうど県でも談合問題で大きく建設業者の中で大変な問題が出ております。議会の外でも下手しよつたらつぶれる業者もおりにあせんか。停止を、長きにわたって県の工事は全く入札に入れてもらえんということになりますと、この働いておる人はもとよりですが、大変な問題が出ておるとい点で、入札という制度がどのように組まれて、どういう形で入札に至っておるのかということをお聞きしたいというように思っています。

総務課長からそれなりに予定価格より若干下の金額で入札が行われておるといような話も聞いたわけですが、6月の議会でありましたが、落札業者と2位の業者との金額差については従来報告がございましたが、今回からそれぞれ加わった業者の金額が我々の手元にも来るようになって、1位の業者と2位の業者とこれほどの差があるんかというような問題も気づいたわけですが、企業努力もあるとは思いますが、やはり設計の単価が妥当なものかどうかということも若干懸念をする面もあるわけですが、私が特にこの問題で町長にお聞きをしたいのは、指名競争入札という普通に7業者ぐらいの指名業者を指名をして、その業者で競争入札をするということが行われておるわけですが、やはり全体的にその事業がこなせる力のある業者が参加したいというなら、これを指名という形を取りのけたらどうかということをお聞きしたいわけですが、まずいでしょうか。お聞きします。

議長（岡林幸政君）吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）指名ということのけたらということですが、この件につきましては、過去内部でもどのような方法にするのかという検討をした時期もありますけれども、指名も含め最低価格の公表するとかいような問題がありましたけれども、いろいろのことを判断材料に現在

では指名をしてるのが現状であります。なお、指名業者先ほど7業者ぐらいをとということですが、場合によっては9業者まで増えることもあります。これは決定しておりません、業者数は。

議長（岡林幸政君）11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）ぜひとも、町にすればより安い金額で落札をしていただいて、出すお金を少なく立派なものが計画通りのものができるということをお願いをしておきたいと思います。

2番でございますが、町営住宅の関係でございます。町営住宅用地購入にあたり、地権者との話の中で非課税で購入を約束をし、その後、50戸を立てなくてはならなくなり、議会に説明をしたと言っているが、議会は全く議決もしていないし、了解もしていないとこういう通告しております。議員協議会では議決はいらんという昨日の武智議員に対しての町長の答弁でしたが、私は森岡氏の土地の購入の際、あるいは片岡雪子氏の土地の購入にあたって、通常ならこのくらいの所得税も発生するが、私の想像では公共用地の取得でもあり、非課税にしたいという話を町側から持ちかけて、できるだけ安く購入をしたいという腹があったのじゃないか。その後において、住宅用地の場合、50戸を立てなければ非課税にならないということが後で分かったんじゃないか。私はそのような感覚を持っております。まず町長にそういうことはない、最初から50戸のつもりで買い集めていったんならそれなりの説明を願いたいと思います。（「通告が企画課長になっておりますので企画課長から答弁さします。」町長）

議長（岡林幸政君）小田企画課長。

企画課長（小田保行君）おはようございます。片岡議員にご答弁申し上げます。まずご質問の主旨の中で、非課税で約束をして、その後50戸で立てなくてはならなくなったのではないかとということでございますけども、これは町としては事前に非課税、約束はできません。と言いますが、租税措置法の中に関する税の控除は、税務署と協議をしなければならないわけです。税務署の方は税をかけるというのが基本的な仕事でございます。工事の対象になるかならないかということに関しては、なかなか厳しい審査があります。ですので、22年の9月の1日の議員協議会、この時につきましては、購入についての経過であるとか、それから図面、鑑定評価額をお話をさしてもらって、この時に議員の皆様から必要性があると、住宅用地として買うべきだということで、その後の定例会で賛成をいただいて可決という流れだったと思います。その後、これは土地の先行取得でございますので、その後内部で町長、副町長、総務課、私のところと公共用地を買うにあたってについて、そしたら通常ご存じのように公共用地を買う場合は、当然地権者が有利になるということは行政は考えるわけです。ちなみにこういった資料もあるんですが、これは県が出しちゅう

資料ですが、公共用地の先買い制度ご存じですかというのがあります。これは、行政が都市計画であるとかそういった時に先行取得をする場合、税に対する控除がありますよと、ですのでそういった土地の提供と言いますか、そういったこういう告知もあるわけです。それで、そういう中でどのようにするかということで検討に入ったわけです。

この控除の中で2通りありまして、まず5千万円控除という措置法あります。それと一方で公共用地拡大というので1,500万控除という2通りあります。それで地権者が有利ということと、地権者もこういったことは知ってます。公共用地にする場合はそういう有利なことがあるということがございますので、協議した中で、地方公共団体が50以上の1団地の住宅を経営する場合という用件があります。それが5千万で控除があるということです。その時点で協議をする中でこれまでもお話してきましたけども、本町の人口減少ですねそれを見た時、あるいはその中で転入より転出が多いという状況もございます。また、その独居老人の安心安全ということもありますので、それからもう1つ移住促進の観点などの判断して、その時点で50戸以上の住宅も必要ではないかということで税務署に協議書を出したという流れがあります。

この点で建てなくならなければなったという言葉ですけれども、そういうことでもないわけです。その後2回、1回目購入させていただいて、その後また鑑定評価額とかをお示しをして2回目購入したという経過があります。それで、以前議員協議会の中で協議書お渡ししたと思いますけれど、その協議書の日付が22年10月12日でございます。それから税務署の方からこの法律に該当するということをお願いしたのが10月の29日付でございます。大体2週間ちょっと20日までですね、その後そういう形になったという中で、たびたびその50戸というお話が出てきますけども、議員協議会の中でも録音がされてる部分があったりとか、本会議でも録音の中にそういう50という数字が出てまいります。ただその中で23年6月10日、これは2回目の土地を買う時の話でございますけれど、その時に一定この制度の説明を僕はさせていただいたと思っております。その後23年9月の定例議会においては、目標人口6千人にするとか抑えたいということで、その対策を聞きたいという一般質問もございまして、その中で住宅整備を一番に考えておるということで、町長の方から50家族が入るといって皆様にも話しあって進めたいという経過があります。

それからもう1点、本年度設計委託料を上げるにあたって、3月議会の全員協議会の中で設計委託料の予算額、それから50戸以上の団地であるということで、こういう形で設計の委託料を予算計上させていただくという流れでこれまで来たということでございますので、一応流れと言いますか、それをちょっとおさらいをさせてもらったわけですが、以上でございます。

議長（岡林幸政君）吉岡町長。

町長（吉岡 珍正 君）今経過も含め片岡議員にお話ししようと思っておりましたが、議員協議会、あるいは議会の議事録を基本に企画課長が答弁をいたしましたので、その通りと重複いたしますのであえては避けたいと思います。

議長（岡林 幸政 君）11番、片岡清則議員。

11番（片岡 清則 君）通常、土地を売る場合、自分の実入り、いわゆる税を引いた残りが何ぼ手元に残るかということを誰しも計算すると思います。公共的な用地で買うてくれる場合には、税金もよけ払わずに、つるいっばいの金額は言えんでもそこそこの実入りがあるならばということも私は打算の中に誰しもあると思います。それは先ほど言いました5千万にしろ1,500万にしろ、通常の民間の取引の場合には、そういうこそこどというもんがないわけで、収入に一時金所得ということになるわけですが、憶測で物を言うてどうこうはこれはせられんことですが、土地を媒酌人に頼んで買うてもらうなり、算定価格の基礎を出すのに、普通じゃったらこれぐらいは税がいるけんどその分は免除される分があるでよという話は、私はしての金額でなかったかと。購入をしたものの50戸をクリアしなきゃならんということが、後から付随をしてきたように最初にはどの議員も若い者からお年寄りまで木造の住宅であるような説明でした。今は、町長は木造だったら火災の心配があるとかいうことを言っておりますが、後になって用地の取得でも満場一致で買えということを買うたと。それぞれ説明の上で理解の上で進めてきたことだとか言うて、しきって言うわけですが、そこには私は若干違う面があるんじゃないかということと、私自身が木造住宅で50にこだわる必要はないんじゃないかと。これは企画課長も議会の時には聞いてくれておると思います。

例えば30なりもっと数字を下げて建てばいいんじゃないかと。ほんならいっばい越知の建築業者も町が町営住宅を今ざっと計算をしましても1戸あたり1,500万円ぐらいの金額にはなります。それで十分木造の家が建てるんじゃないかというように思うし、越知の業者が建てば、大工さんの仕事もある、左官さんの仕事もある、そうやって越知の30戸といえども、既存のアパート経営をしておる人には一定の打撃はあるかも知れませんが、木材の使用、こういったことなんかでも大義名分も立つんじゃないか。これが4階5階のマンションということになると、実質的に私も先だっても越知の入るであろう建築関係の業者に、落札した時に建だけの技量があるかという話を言ったところ、冗談であろうと思うんですが、なかなかそういうものは材料等でも苦労もあるし、入札には加わってもなかなか落札してもうちらあではようやらんぐらいの大きい工事やねえという話でした。かといって取った時には取ったなりのお金が出るわけですからそれなりの工事はやれるとは思いますが、私が非常に残念に思うのは、越知の建労の藤原君が先だっても議会というのは公開が原則で、そりゃあ委員長というのが間違うちよったら訂正をします。越知の建労の会も僕もよく行くわけですが、先やりをしておることは事実です。その藤原君が越知にそういう木造の住宅を建つような業者おらんという

ことをこの間も会の席上で行ったんです。越知の大工さんは優秀な方もあって1戸建ての1, 500万かそこの家じゃったら建つ大工さんはたくさんおるように私は思ったんですが、波及効果が非常に大きいと思うんです。この後に書いております各町営住宅の宅地には取り壊した空き地の宅地もあるがとこういうことで、あえて3番目に提案をしておりますが、(3)です。買った土地だけに50戸をどうしても執着せなならんのか。このこともお聞きをしますし、もし町長が、あるいはその中に入った人が税も非課税であるということでの交渉をしておった場合、その税を何とかならんもんかなあと。これは税法上の何で町の段階でどうこうはできんものかもしれせんけれども、やっぱり税法上、これは公のために売却をするのであるから課税の金額を何とかの形の処分ができんものかどうか、このことも併せてお聞きをいたします。

議長(岡林幸政君) 吉岡町長。

町長(吉岡珍正君) 片岡議員にお答えしますが、1から一気に2、3と一緒にになりましたので多分答弁が一緒になりますので、議長その答弁でいいでしょうか。まず1番最初に申し上げました町長は木造を約束したというお話のように私は取ったという意味ですよ、私は木造約束しておりません。私がお話したのは、これ建てるについて、もう既に木の家づくり推進のメンバーが越知町に見えましたし、あるいは県の意向の中で土佐の木を使う方向でといろいろ県の中央段階で話があります。その実情をお話いたしました。ただ当初から私は担当にも行っておりますけれども、これを建てるについて一番大きい問題は火災の問題だと、若い者だけでなしにお年寄りもおる。そういった問題考えた時、集合住宅であり火災に強い鉄骨鉄筋が望ましいという話は職員には私はすでにしてあります。ただ、内部の造作、あるいは木を使うところについて、越知町の業者を使っただけということについては可能だと思いますけれども、当初から私の頭の中で一番問題は火災、冬に越知町は北風が吹きます。前一つ大きな懸案事項がありまして、紙会社がありました。荒れ果てて私も東におりますから大変危ない、やっと念願がかなってあの辺の福祉センター周辺が整備できて一応心配がなくなったと。同時に木造住宅で多くの人間がここに住みますと、火災が起こった場合に家が燃えるだけでなくして大きなパニック状態になると思います。そういった状態の中で木造というのは非常に危険だというのは私の変わらぬ信念でありますので、そういう私自身がこれはもう木造でやりますなんて約束はいたしておりません。ここにその時の議員協議会の議事録があります。

それと、もう1点でございますが、2番目のこれは約束は約束として何とか木造住宅を考えたらどうかということへの付随の意見だと思いますが、税を何とかならんもんかと、要するに50戸にこだわらずにそれ以内であっても、税の控除のことはできないかということですが、これちょっと担当の課長に答えてもらわないといかんと思いますが、私自身は今までの進めてきた経過では大変難しい問題があらうかと思ひます。

それから3点目の今空いた住宅があると、50戸ということになればそこへも建ててということでございますが、今私はこれ町の政策として町

が建てました住宅もう40年以上たっております。これは数年に1回住宅の改築費を大きいお金を計上させていただくわけでございますが、莫大なこの運営にお金がかかってまいりました。それとご存じのように家賃がほんの微々たる家賃であります。1昨年でしたか最低千円以上ということに上げらせていただきましたが、そういった中でまず無理がありすぎるということから空き家政策、これは空きましたらそこは使わない、使わないつつ古くなるものについては壊して住宅、あるいは売却をするこういう方向で言っております。そこへまたこれとは違う方向で新たな木造住宅を建てるとなりますと時間がたちましたら同じような問題の繰り返すんじゃないか、つくづくこの件で失敗をしておりますので、私自身としては今空いた所に木造住宅を建てて補うということは考えておりません。

議長（岡林幸政君）小田企画課長。

企画課長（小田保行君）片岡議員にご答弁申し上げます。この土地だけに立てないかんかというお話だったと思いますが、先ほどもちらっと触れましたけども、この租税措置法33条云々というのが、国や地方自治体等が1団地の住宅を経営する場合ということになっておりますので、お渡ししたコピーにもありましたけども、あの協議書もこの土地にということ協議をして税務署がそれを認めたという流れでございます。ですからこの土地に50戸というのが要件ということです。以上です。（「議長、特に発言を求めます。ただいま片岡議員の一般質問ですが、一般質問は一問一答方式で行うというふうになっておったと思いますが、ただいま片岡議員は複数の質問しております。ルールに従ってやってほしいと思います。」の声）

議長（岡林幸政君）片岡議員に注意をいたします。一問一答方式でお願いしたい。それからもう1つ藤原俊夫議員の名前出ましたけど、委員長でないということやったらそれは訂正しておいてください。委員長じゃないということですね、それも訂正してください。11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）税のことは、答弁は。先ほど建労の委員長が藤原俊夫君ということを申し上げましたが、間違いのようでございますので取り消して訂正をしたいと思っております。関連性もあるのでということで（1）、（2）、（3）を一緒にしたような質問をしましたが、1問ずつで行かしてもらいます。なかなか我々の手元には企画課長が持つておるような順次説明をしてきたことの控えもないわけですが、それなりの説明の上に立って今日まで進んできたということのようですが、昨日も私はつくづく思ったんですが、約8億円というお金を投入して50戸を建てる、中には道路も新しく作る金額はまた別途なのか一緒の中へ入っておるのかということも問題ですし、集会施設等もちらっと以前に話があったと思うわけですが、これらはこの住宅の建築とは別の予算なのかどうかということもお聞きをしておきたいし、昨日、武智君の一般質問の中で収入と支出とが明らかになっていないという話があったわけです。

議長（岡林幸政君）片岡議員、その質問やったら今の最初の質問、答弁もうてからにしてください。小田企画課長。

企画課長（小田保行君）片岡議員にご答弁申し上げます。8億円というこれ事業費ですから、全体を8億と見込んでの、これ過疎計画の中に乗せておる金額です。すべて含まって現時点で考えておりますが、昨日もお話申し上げましたけど、基本設計を今進めておると、それからその後に実施設計ということになるわけですが、その中で詳細の金額というのは決まってくる。現時点ではそういったもの全部含まった金額とご理解いただいて結構だと思います。

議長（岡林幸政君）11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）進入路等も大変大きい金額がいると思います。通常の3区の通りからだけでなく、手前のアマンの通りから上へ道を上げなきゃいかんというようなことも聞いておったわけですが、そういったことも計画の中に入っておりますか。

議長（岡林幸政君）小田企画課長。

企画課長（小田保行君）ご答弁を申し上げます。当然建物建てるという前には進入路がやはり必要な条件になってきますので、進入路もその計画の中に入ってますが、そのまず8億円の事業費ありきではなくて、事前に進入路等が必要になってきますが、工事としては分かれて発注するようなことになろうかと思えます。そういうことでよろしいでしょうか。（「アマンの通りからの道代もはいちゅう」）道代もはいちゅう、それは事前に必要であれば8億円の中に入れて手前で工事をやることもあります。8億というのは土地に対してのことですので、段階がありますので、手前になれば8億の中に全体ではその中に入ることになろうかと思えますけども。

議長（岡林幸政君）はい、吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）ちょっとまだ分からん部分がございます。はっきり言いますと。そこで、降りた所、梅ノ木谷が今かかっている橋もありますよね、非常に渡りづらい橋です。この橋なんかも含め工事をするためには広めないかんという問題も出てきますので、その辺は別途になるということをご理解していただきたいと思えます。なお、議員が聞かれました、梅ノ木谷の方から上がる道が必要と思うがということにつきましては、皆さん方に一応そういう設計をお渡ししておりますので、それで確認をしていただきたいと思えます。図面をお渡ししてあります。

議長（岡林幸政君）11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）我々議員が最終的にゴーサインを出す時に一番問題となってくるのが、例えば50戸ができた、家が例えば3万円か4万円ぐらいで高うても家賃を計算するとなりますと、昨日、武智君の質問でも実質的に大きいマイナスになるという話を武智君もしておったんですが、

この金額が家賃があまり高くなると4万なり5万なりになるということになると、せっかくできたもの入り手がないという問題ができてきます。かと言うて、何ぼでも安うてもいかんという問題も生じるわけですが、例えば1戸あたり2万の足しがいくということになると、1千万ぐらい足しが毎年せなならんという金額になってくると思うんですが、要った費用を全部家賃にぶっかけて、個人のような価格の計算方法をするということになると、とてもじゃないが入ることができん金額になるし、特に小舟なんかでもそうですが、4階の人なんかは大変苦勞もしております。今回5階というようなことになるとエレベーターということになるんですが、エレベーターというのは一体どのくらいって年間維持費がどのような金額が算出されておるのか、そのことをまず最初に聞きたいと思います。エレベーターについて。

議 長（岡 林 幸 政 君）大原総務課長。

総務課長（大原 孝司 君）ご答弁申し上げます。エレベーターの維持管理費でございますが、昨日、武智議員の時にもご答弁いたしましたのですが、こういったものについては事故があってはいけないということで設置者の方できちっと管理していくということになるようでございますので、年間の維持管理費としたものが60万、そして修理費も込みでの委託ということになりましたら78万という2通りぐらいあるようでございますが、当初10年ぐらいは維持管理だけの60万ぐらいでいいのではないかというふうな見積もり、そしてその後につきましては修理費も見込んだもので委託しておく方がいいのではないかという、それでいったら78万、そういうな価格でございます。以上でございます。

議 長（岡 林 幸 政 君）11番、片岡清則議員。

11番（片 岡 清 則 君）エレベーターはこの2棟とも設置するんですか。

議 長（岡 林 幸 政 君）小田企画課長。

企画課長（小田 保行 君）ご答弁申し上げます。現時点での中では5階以上が1つですので1棟のみということ。基本設計の中でいくつか案を出させていただくというお話はさしてもらったと思いますが、あくまでもその建物に応じた例えばエレベーターであればどれ位の方がそこに住むのかによってサイズも変わってきます。そういったこともありますので、今の状況であの案では1つ、1棟です。今総務課長が大体一般的な話をしましたけども、今後その設計が進む中でエレベーターの規模とかいうものはこれからということでございますので、その辺ご了承いただきたいと思えます。

議 長（岡 林 幸 政 君）11番、片岡清則議員。

11番（片 岡 清 則 君）1棟25戸か30戸ぐらいになると思うんですが、この年間の維持管理費というのは非常に大きい金額になります。今の計算で

30年なのか35年なのかで随分違って来るわけですが、町がやる場合には、補助事業等はどういうような絡みになっておるのか、このことをお聞かせ願いたいと思います。

議長（岡林幸政君）大原総務課長。

総務課長（大原孝司君）ご答弁申し上げます。この建設に関する財源の話ということでよろしいでしょうか。8億というお話は先ほどから出ておまして、そのうちの約半分を国庫で申請すると、残り4億になるわけですが、その内の2億を施設等整備基金を取り崩して充てると。後の2億については公営住宅建設事業債という起債を借りるというようなことでございます。

議長（岡林幸政君）小田企画課長。

企画課長（小田保行君）1つだけ片岡議員に確認をお願いしたいんですが、事業費の8億というのは、これはあくまでの概算でございますので、その辺間違いのないようお願いしたいと思います。

議長（岡林幸政君）11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）これをやるのに町長も人口も増やさなならんと、計画としては現状に歯止めをかけるということのようでございます。これは実際やっているかどうかは別として、町長の話の中に仁淀川町から越知を素通りをして佐川の方へ出ておる人が、越知の景色のいい所にこういった住宅ができた時には、とどまってくれるんじゃないかと、人口増の1つの起爆剤にもなるという説明でした。私もそういった話があった時に、実際仁淀川町の方から下へ、越知町、佐川町の方へ出ておる人がどれだけおるんだろうということで一定の調査もしてみました。確かに大渡ダム建設時点などには、もうこの山の中におるよりは、下へどっかにまとまった金もできたし、下へ出た方が便利もえいきえいということでかなり人が激減をしたと聞いております。

今仁淀川町では、高齢者生活福祉センターなるものができまして、この内容等も町の基本的な条例等もできております。3カ所ぐらいあるわけですが、非常に金額が安いと思いますと、学校の施設を間仕切りをして、そこで一定元気なお年寄りの方が仁淀川町に来て、そしてそこで安い家賃でというような計画で進んでおるというように聞いております。役場の担当課の人なども、この対象とする階層及び区分ということの中に、年間収入で120万円以下の人はゼロ、タダなんです。120万から130万の方は月額4千円、だいたい年金暮らしの人で年間150万と言えればかなりの金額の人です。こういった人は1か月7千円で入れる住宅が仁淀川町にはできております。それは何で私がそんなことを知ったかと言いますと、そこで寝泊りをして、ちょっとは仕事もしたいというようなことで、私も人も一定雇わないかんような仕事もしてございまして、そこへ

雇えんかという話があって、それは結構じゃけんどどっから通うんでよと言うたら、仁淀川町へ1か月7千円ぐらいで家賃が済むと、お風呂と電気、光熱費は別に払わないかんけんど、1万5千円ぐらいあれば十分やれると。自炊をせないかんということで、共同の炊事場等もあるというように聞いておるんですが、以前にもいろんな議員の人から越知町にもずいぶん学校の空き地もできたが、こういったものを活用せんかというような話もあったんですが、企画課長はこういった、ここから約30分で仁淀川には行けます。こういったところを視察したことがあるかないか、お聞きをします。

議 長（岡 林 幸 政 君）吉岡町長。

町 長（吉 岡 珍 正 君）話がだんだん枠から外れてまいりましたので、非常に答弁がしづらいですが、仮に議員が言われるように、そういうがを視察して越知でほんならやると、あるいは今まで学校についての検討委員会も作っているいろいろやってきたわけです。その中で実情が大変難しい、ただ県の方針もまた変わってまいりましたので知事の思いもありますので、我々も再検討してるわけですが、そこを住宅にということ仮になりましたら、これは仮にそういうこととりましたら民業を圧迫しますよ。議員の言われるようにタダとか、何千円ということになりましたら、ということ私は考えておりません。

それともう1つお答えしますが、今の若い人向き、議員が最初言われたように仁淀川町から出てくる人も知っちゅうというお話は私と感覚一緒でございますけれど、ただ仁淀川だけやなくして、昨日も武智議員にお答えいたしました、日高村、あるいはいの辺りでも越知に住んでということがありましたら大変ありがたいことですから、できる限り民業に影響しないように越知以外の人をたくさん入れるように努力したいと、そのためのキャンペーンもうつと宣伝もするというお話いたしました。ただ元へ戻りますが、議員が言われるようにタダとか安い金額でそれを検討するとか学校を住宅として、その意思はございません。

議 長（岡 林 幸 政 君）11番、片岡清則議員。

11番（片 岡 清 則 君）幅広いと言うか通告にないことを同じ町営住宅に大きい金を投入するんならこういう方法もあるんじゃないかという話を私はしておるんです。民間の圧迫になるんじゃないかということも町長は言ったんですが、お年寄りの方がやはり越知町の山間集落でも孤独死をする人も年間に何人かはおるといようなこと考えた場合、故郷を離れてこの行っておる人たちがやはり都会におっても親の心配をしなきゃならんかというて親元に帰ってくることもできんというようなことで、こういうこともよそでは検討をして既に実行しておるといようなことなんかも考えて、50戸にこだわる必要はないんじゃないかと、私は基本はそこにおいております。

今後において一定の足しをしながらここに例えば人が来ましても、大変他の事業への圧迫面もあるということだけはやはり承知をしておかないと、全くの空想ですが、1戸あたり2万の足しをするということになると先ほども言ったんですが、1か月100万、年間で言うたら1,200万という金が、この住宅を建つことによって影響も出てくる。よそから運良く人が来てくれて、越知の人口の減少にも歯止めがかかったということになると、それはようやくたつたになると思うんですが、民間のアパート経営をしておる人なんか、4万、5万の家賃を払うよりは3万で立派な町の住宅の方がえいということで移られたら、それなりに波及効果だけでなく、マイナスの評価につながる点もあるんじゃないか。やはり行政というのはお互いが持ちつ持たれつでいろんな施策も一定考える必要があるんじゃないかということのために私はただいまの質問をしたわけです。

次に移ります。2番でございます。先ほど若干ふれましたが、約束は約束として守りながら町内業者も参入できる木造住宅を考えたらどうかということ、1も2も一緒にしたような質問じゃというて同僚の議員から言われてわけですが、答弁の中に木造にする考えがないというような町長の考えでございますので、これは答弁がありません。この約束の部分だけクリアする方法がないのかどうか。これは税務課長にお聞きをいたします。約束は約束と言うのは50戸ということクリアして初めて非課税になるということが成り立っておると思います。それを50戸は建てん例えば30戸で翌年度また20戸やるならやるというような計画的な方向でその約束は反故にせず守れるかということをお聞きします。

議 長（岡 林 幸 政 君）小田企画課長。

企画課長（小田 保行 君）片岡議員にご答弁申し上げます。約束を長と地権者としたのではないわけですし、先ほども言いましたけども、税務署の方がその要件に当てはまるから協議をした結果該当しますと、その制度が活用できますということでございますので、それと1つの1団地を行政がやるということについての要件があるということでございますので、それでご理解願いたいと思います。（「要件がじゃあるじゃ言うたら、できんなら出来んと言わんと。」町長）失礼しました。今のお話でご理解いただけるかと思いましたが、そういうことでできないのでご了解いただきたいと思います。

議 長（岡 林 幸 政 君）11番、片岡清則議員。

11番（片 岡 清 則 君）言うたことがみょうに伝わってないけど、単年度で25年度に建築をするということですが、26年度にまたがるという場合でもいかんのですか。1棟ずつに毎年やるという方法です。

議 長（岡 林 幸 政 君）岡副町長。

副町長（岡 義 雄 君）今のお話は事業年度を数年度に分けるというお話と思いますが、それについては先ほど言いました一団地の中の要件で建てると

いう要件は変わりませんので、それは可能と思います。対象になるということです。

議長（岡林幸政君）11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）それは話はしよいもんじゃ。私は売主との間で非課税にするということが約束としてあっておるといように感じておるんです。

それがないのなら、一概に戸数にこだわることはないと思います。税務署が取った金に対して、それは非課税にならんならならんで納得する以外にやり様がないんじゃないですか。町としては責任がないんじゃないですか、お聞きします。

議長（岡林幸政君）休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

議長（岡林幸政君）正常に戻します。岡副町長。

副町長（岡義雄君）答弁の補足と言いますか説明をさせていただきますが、議員のおっしゃられたのが複数年は可能かということでございますので、不可能、可能の話は可能であると思いますが、この事業については単年度でやるということ昨日の町長の答弁で申し上げておりますので、自治体は単年度で実施するということでございます。

議長（岡林幸政君）小田企画課長。

企画課長（小田保行君）先ほど約束の話ですけれども、税務署が協議の中で該当すると認めたということをお話ししました。それは町がそれに当たるので書類を付けて町が間違いないですということで説明書というのをコピーしての間お渡ししましたが、町が申請をして間違いないですということで税務署も許可をしておりますので、その辺町が約束してなかったらかまんじゃないかということではありませんのでご了承ください。

議長（岡林幸政君）11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）頭のいい人にはかなわんですが、私は自分が思っておったのが、とにかく土地を売ってくれんか、税としてあんまりよけ払うようやったらええ売らんでよという話の中で、何とか非課税にするけという話がまずあって、その後50戸を建てないかんということになって50に計画がなってきたというように思うんですが、非課税、課税は税務署に今の計画に行ったら非課税になるということをもう既に言うておると

思います。課税をされずによかったというように本人は思っておると思うんですが、町のそういう行政に対して協力してくれた人に、国税というのは、払ってもろうたらそれなりにメリットもある反面、個人は大変な思いをするわけですが、既にそういう計画書を出して税務署もそれなりの対応しておるといことになると、戸数を下げるわけにもいかんという点で、我々としてはどういう判断をするか、これは採決ということに最終的にはなるわけですが、これだけは町長にどうしても申し上げておきたいのは、私が先ほど言った木造で越知の業者にも波及効果があるようなそういう住宅建設に考えなおしてくれんかということも随分申し上げましたが、その考えはないということのようでございます。やはり執行者の執行者としての考えでございますので、どっちが悪いどっちがえいという判断はそれは難しいと思うわけですが、議会の中でそれぞれ議員にもやはり町民の代表ですので町民の意見も聞きつつ、やはり円満な運営を今後ぜひともしていただきたいとこのように思います。

議 長（岡 林 幸 政 君）はい、吉岡町長。

町 長（吉 岡 珍 正 君）私は木造にしないという理由は分かっていたと思いますが、ただこの工事が仮に落札をどっかの業者がするという事になった場合につきましては、当初の話、県からもありましたが、県の方からだけやなしにそのグループからもいっておりますけれども、できるだけ木造の部分、内部についての部分、あるいはこの設計見ますと設計上住宅と住宅がつながった形、あるいは集会所等がありますので、できることについては越知の大工さんを使ってもらい、あるいは越知の業者さん電気あるいは水道等あると思いますけれども、できる限りのことは越知町の業者が携われるようにしたいというように考えております。

議 長（岡 林 幸 政 君）11番、片岡清則議員。

11番（片 岡 清 則 君）以上で私の一般質問を終わります。（拍手）

議 長（岡 林 幸 政 君）これをもちまして11番、片岡清則議員の一般質問を終結します。以上で一般質問はすべて終了しました。ここでお諮りします。これより午後1時まで休憩したいと思います。ご異議ございませんか。（「異議なし。」の声あり）ご異議なしと認めます。それでは午後1時まで休憩します。

休 憩 午前10時36分

再 開 午後 0時58分

議案質疑（認定及び報告の4件について）

議長（岡林幸政君）再開します。これより池監査委員にご出席をいただいておりますのでお知らせします。日程第2 認定第1号 平成23年度越知町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第13 報告第3号 資金不足比率報告書についてまでの12件を一括議題として議案質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）。質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論・採決（認定第1号から認定第10号）

議長（岡林幸政君）討論・採決を行います。

認定第1号 平成23年度越知町一般会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。起立全員です。よって本案は、認定されました。

認定第2号 平成23年度越知町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第3号 平成23年度越知町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第4号 平成23年度越知町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第5号 平成23年度越知町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第6号 平成23年度越知町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第7号 平成23年度越知町土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第8号 平成23年度越知町蚕糸資料館事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第9号 平成23年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は、認定されました。

認定第10号 平成23年度越知町水道事業決算認定及び剰余金処分計算書（案）について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は、認定されました。

報告第2号及び報告第3号は議決事件ではありませんので、ここで池監査委員は退席されます。どうもご苦労さまでした。
ここで若干休憩をいたします。（池監査委員は退席）

休 憩 午後 1時05分

再 開 午後 1時06分

議 案 質 疑 (議案第40号から議案第54号)

議 長 (岡 林 幸 政 君) 再開します。日程第14 議案第40号 越知町やすらぎの交流空間施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第28 議案第54号 工事請負契約の締結についてまでの15件を一括議題として議案質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、12番、寺村議員。

12番 (寺 村 晃 幸 君) 1点お伺いします。一補事17ページですが、この工事請負契約の中の下ノ谷橋拡幅工事とありますが、これはどれくらい拡幅して、どれくらいの重量の車が通れるかをお伺いいたします。

議 長 (岡 林 幸 政 君) 小田産業建設課長。

産業建設課長 (小田範博 君) お答えいたします。下ノ谷の拡幅工事の件でございますが、場所をご存じだと思いますが、桐見川下の谷集落の川にかかっておる橋でございます。既設の橋が非常に狭いというような状況でございます。計画といたしましては、鋼板を入れまして軽四トラックこれが対岸へ渡れるぐらいの広さに仕上げるといふ計画でございます。以上です。

議 長 (岡 林 幸 政 君) 12番、寺村議員。

12番 (寺 村 晃 幸 君) 再質問します。軽四ぐらいが通れる橋ということでございますが、人というものは次から次へと欲が出るもので、やはり車が通れるとなると、もうちょっと大きな車が通れんかと、こういうことに考えるわけですが、そこで1点町長にお伺いしたいんですが、ここの橋については町長のお父さんの時代に確か架かった橋だと思うわけですが、町長も特別な思い入れがあると思うんですが、今後この橋についてもっと重量が大きな車が通れるように橋を架ける計画はないのかということをお聞きします。

議 長 (岡 林 幸 政 君) 吉岡町長。

町 長 (吉 岡 珍 正 君) 将来はいるかも分かりません。と言いますのも地区の方へはそれから先の計画についての前々からお話をしておりますけれども、なかなか現実論としてここがまとまらない経過がございます。そういうこともあって、とにかく地元から軽四が荷物積んで通れるぐらいの道に先してくれんかということがありまして、この間七夕様にお伺いした時にそういう要望を受けましたので、とにかくその要望通りやるということになり、なお、これから奥に相当広い山林がございます。なかなか地権者も複雑な感じがいたしますので、その辺がいずれ話がつくということになりましたら、それを頭においての計画をもう一度立てるといふことにはなりますが、とりあえず今暫時この道を欲しいという要望がありましたので

やるということにいたしました。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。はい、3番、武智龍議員。

3番（武智龍君）補正予算ですが一補事9ページ、諸費の工事請負費に野老山バス停待合所新設工事というのがありますが、これは以前地域の方から国道の縁のダム側の筏津バス停の要望出てましたが、場所はそこですか。別のところですか。

議長（岡林幸政君）はい、大原総務課長。

総務課長（大原孝司君）場所につきましては、今議員がおっしゃられたところでございます。だいぶ以前に聞いておりましたが、やっと工事の運びとなりましたので予算を上げさせていただいております。以上です。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。はい、2番、高橋丈一議員。

2番（高橋丈一君）一補事8ページです。財産管理費ですが、旧堂ノ岡小学校用地測量ですが、これは取りやめにしたのでしょうか。

議長（岡林幸政君）大原総務課長。

総務課長（大原孝司君）お答えいたします。この件につきましては、先の6月議会の時に上程をいたしまして、その際に議長からもこの土地については少し考慮が必要というようにお話をいただいております。その後もそういうお話を同様のお話を地区の方からもいただくことになりましたので、当面は少し進められないということになっておりまして、今回それを減額をするというものでございます。

議長（岡林幸政君）2番、高橋丈一議員。

2番（高橋丈一君）6月議会に提出して、9月議会で取りやめというように、もう少し計画性を持ってやってほしいなと思ってます。よろしく。

議長（岡林幸政君）大原総務課長。

総務課長（大原孝司君）おっしゃる通りなんですけれど、言い訳的なことを少し言わしていただきますと、6月に上げた時には今貸し付けております岩やさんという会社の方ですけれど、そちらの方から一応買いたい旨のお話があったので、それならということで進めようとしたところですが、その手前のいきさつを私ども知らなかったということがあって、上程したその場で議長からもそういうご発言もいただきまして、いろいろ調べたりしたわけですが、その間にまた先ほども申しましたように地区からの他の人からの同様のお話があったということで、今回先ほど申した通りでございます。6月で9月ということで大変申し訳ないんですけれど、一応これはいったんは下げるという意思表示のことも含めて今回上程させていただいたものでございます。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。はい、3番、武智龍議員。

3番（武智龍君）一補事14ページ、農業振興費の補助金ですが、年度が半分過ぎてからなかなか大きな500万という拠点ビジネス支援事業というのが出ておりますが、これの事業内容をご説明してください。

議長（岡林幸政君）はい、小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）お答えをいたします。これは集落営農・拠点ビジネス支援事業というものを使いまして今成地区でドレッシングの材料となる野菜の生産に取り組みたいといったもので、その中のハード事業でございますが、人参の掘り起こし機、それから洗浄機、それと選別機を購入すると、それに対する支援をするためのものです。県が2分の1、町が4分の1ということになっております。以上です。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。岡林学議員。

5番（岡林学君）一補事8ページをお伺いをいたします。最初の説明あったんですが、ちょっと全部よう控えてません。改めてちょっと説明をお願いしたいんですが、13委託料のファイティングドッグスの活性化事業、これは県の緊急雇用のお金でということでしたけれども、もう少し詳しく、どういうふうな方がどういうふうな活動をするのかをお聞きをいたします。

議長（岡林幸政君）小田企画課長。

企画課長（小田保行君）ご答弁申し上げます。この事業につきましては、緊急雇用ということで昨日お話をしましたが、ファイティングドッグスが越知町をホームタウンにするようになってからずいぶんなりますけれども、いろいろな地域密着型の事業を展開しております。その中でコーチとか職員、練習生が住むようになったわけですが、その中で野球教室とかそれから交流イベント、それから田んぼとかいろいろ農業の方の作物を地元の方に協力をいただいてやったりしております。その中でどうも十分にできてないと言いますか、地元の方にかなりお世話になりゆう部分もあります。その中で球団職員1名住んでおりますけれども、試合があったらその準備とかに非常に追われてまして、越知町の中で活動しておることがちょっと手薄になりつつあったところなんです。それで、今回この事業を活用してやるとなった内容の中には、1つにはシーズンオフの間に今年も冬は韓国の球団が来ました。それから夏は女子プロ野球も来たりしました。そういったプロの球団なり選手なりを越知町の方に招へいをして交流会とか講演会をしていただくとか、そういったことで地域でのふれあい事業を進めていきたいということが1点でございます。

それからもう1つ、農地を活用して園児とかにも来てもらっていろんな交流事業もしております。そういった今言いましたこともだんだんと広げていきたいということもあります。田んぼの他に現在ジャガイモとかトウモロコシも今年やったりして、小学生とかとそういった農業体験を通

じた交流もやっておりますが、それをもう少し充実させたいということもありまして、その延長線上に町の交流人口の拡大であるとか、また、子供たちの貴重な体験になるようなことで事業進めていきたいと。そして、今までもあれもやりたいこれもやりたいゆうようなことありましたが、一定計画みたいなものも球団として作って越知町の中で活動していきたいということがあります。

3点目としてはその他に越知町の活性化につながることを球団にやっていただくというようなことで、1人委託をして雇用するという事業内容でございます。以上です。

議長（岡林幸政君）5番、岡林学議員。

5番（岡林学君）9月に補正で県の方から付いたんですが、これは期間的にはどうなんですか。

議長（岡林幸政君）小田企画課長。

企画課長（小田保行君）期間はですね、11月から3月までの5カ月間になります。以上です。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。はい、7番、西川晃議員。

7番（西川晃君）先ほどの質問とも重複するとは思いますが、一補事14ページの集落営農・拠点ビジネス支援事業というのがありますが、先ほどの説明では大体分かると思うんですけど、これは材料を提供する事業なのか、それともドレッシングを今成地区でビジネスとして起こすのかその辺をもう少し詳しく聞かしていただきたいと思えます。相手先があれば相手先。

議長（岡林幸政君）小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）お答えをいたします。今回の補助の目的というのが、ドレッシングの材料となる農産物の機械ハード部分ですね、これを購入するのを支援ということになりまして、それと将来的には株式会社グラツェミーレというところがそういった話を持ってきておるようですが、この件につきましては企画課の方で産振計画の中で検討していきたいということでございますので、企画課長の方が詳しいと思えますので。

議長（岡林幸政君）小田企画課長。

企画課長（小田保行君）今産建課長の方から話がありましたが、そういった加工所を作りたいというお話がっております。ただ一定経費も掛かるということもありまして、県の地域づくり支援課の仁淀川地域本部というのがありますが、そこで産振の対象として採択できるのかどうかというふうなことを今研究をしてもらっておるところです。ですので、具体的にそういう加工場とかいうの作るようになった時に費用も掛かりますが、その費用もまだはっきり分かっておりません。まだそういう段階でございますので、将来的にはそういった形になるかもしれません。

議長（岡林幸政君）7番、西川晃議員。

7番（西川晃君）先ほどの報告受けまして大変喜んでおります。越知町のためにも経済的面でもいろいろな面で町長が進める一次産業の分野とか越知町の活性化にもつながりますので、ぜひとも成功させるように頑張ってください。

議長（岡林幸政君）はい、吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）今西川議員が言われましたように、実は今日も6千人の人口どう止めるかと、その中の一つの考えの中にあるわけです。この企業はドレッシングのこともありますが、それ以上の構想も持っておりまして、既に産業振興部長の方からも強いお話もあり、あるいは仁淀川地域の尾下担当からも積極的にご協力をいただいて、その前段の部分であります。振興部長としては、越知が始めてこの仁淀川流域全域というお話までありましたけれど、我々は、尾下振興監とも話して、とにかく越知町でまずそれをやってみよう。そのことによって伸びれば当然大きく雇用も出てきますので、この企業はそういう夢を持っておるわけです。そういうことで大変信用のある企業ですから、まず前段の……であります。昨日お話しました6千人の人口のライン何とか守りたいという1つの考えです。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。はい、11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）一補事14ページですが、有害鳥獣対策補助金ということで予算が組まれております。今非常にイノシシ、サル等の被害が多く、年間の駆除頭数というのが予定の何が上回ったということでの追加であろうと思うわけですが、年間どのくらいの量が捕獲をされ、どういう形で支払われておるのか、分かればご説明を願いたいと思います。

議長（岡林幸政君）小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）お答えいたします。今回の10万円の要求でございますが、幸いにも今まで越知町の方ではシカというものが確認をされていなかったわけでございますけども、この7月に野老山地区でシカが出始めたという情報がありました。それによって今回はこの10万についてはシカを駆除する費用でございます。それと、次に年間どれ位捕獲をしておるものかということでございますが、23年度の実績でいきますと、イノシシが約170頭、それからサルが32頭だったと思います。今年はそのペースを上回る勢いで捕獲をしていただいております。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）同じ今聞いたところの下に町単独事業として農道南ノ川新設工事とありますが、どのぐらいのメーターをどういう方向で付けるのかお聞きをします。

議長（岡林幸政君）小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）お答えいたします。この事業につきましては23年度から繰越という形でやっておりましたが終点部分、ここを回転場にしてそれから上の水路、谷から水路が若干壊れておりますが、それを修繕をして一応この工事については終わりという計画でございます。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。はい、吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）片岡議員の言われるのはそれもそうじゃけんど、終わったかと道止めるかということです。（「まだ終点の話になったけ、今の計画から言うて」片岡議員）。そこをちょっと説明をしちゃってください。

議長（岡林幸政君）はい、小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）この工事の予算としては今回上げていただいた説明のとおりなんでございますが、以前からこの終点部分から作業班等で作業道を次の集落の方へつけてほしいといった要望があっておったようですが、この工事が完成間近になりましたのでそういった作業ができるのかどうかを我々が踏査いたしました。ところが、現場の条件が非常に悪いというようなことで、その後町長、副町長にも現場の方入ってもらいまして、別ルートを考えてはどうじゃろうねえということで、この道につきましては、今回やって回転場を入れて終わり。作業道については、別の場所からまた新たに付けていくやったら付けるというような計画にしたいと思っております。以上です。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。はい、4番、斎藤政広議員。

4番（斎藤政広君）一補事14ページの農業振興費の中の補助金ですが、JAコスモス女性部補助金とありますが、これはJAコスモス女性部に補助するのか、越知支所女性部なのか、単年度なのか、使い道はどういうものなのか、お知らせください。

議長（岡林幸政君）小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）お答えをいたします。これはコスモスの女性部、会長の方が狩野さんがやっておられる団体があるわけでございますが、以前から2年に1度ぐらい資質の向上であったり、新たな感覚を身につけたいといったようなことで先進地の視察をしておる経緯がございます。今回はその島根県のJAいわみ中央のところへ約25人体制で行きたいということの補助でございまして、1人当たりが約3万9千円掛かります。その内の個人負担が1万円という予定でございます。以上です。

議長（岡林幸政君）はい、4番、斎藤政広議員。

4番（斎藤政広君）確認ですが、狩野さんが会長をしゅうのは、JAコスモス越知支所女性部ですか。それとも女性部というのは、この表現でいき

ますとコスモスの女性部ですので、管内全部の25人行くのに町が助成をするということになるんですが、表記の仕方がこれでよろしいでしょうか。

議長（岡林幸政君）ちょっと休憩します。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時28分

議長（岡林幸政君）再開します。別の質疑を行います。11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）一補事17ページに町単独改良工事ということで町道上流屋敷舗装工事とありますが、新しくできた道の舗装であろうと思うわけですが、一気に全部が仕上がった道が舗装できるのかどうかお聞きします。

議長（岡林幸政君）小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）お答えします。町道上流屋敷の舗装の件でございますが、今回仕上がったもの全部を一気に舗装するという予算の要求でございます。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。その他の議案質疑はありませんか。（「なし」の声）休憩にいたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時33分

議長（岡林幸政君）再開します。小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）斎藤議員にご答弁を申し上げます。大変分かりにくい表現で申し訳ございませんでした。対象となるのは越知支部の女性部でございます。

議長（岡林幸政君）それでは質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討 論・採 決

議 長（岡 林 幸 政 君） 討論・採決を行います。

議案第40号 越知町やすらぎの交流空間施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第41号 越知町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第42号 越知町防災会議条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第43号 越知町災害対策本部条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第44号 平成24年度越知町一般会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第45号 平成24年度越知町簡易水道事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第46号 平成24年度越知町下水道事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第47号 平成24年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第48号 平成24年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第49号 町道の路線の認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第50号 町道の路線の変更について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第51号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第52号 工事請負変更契約の締結について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第53号 越知町立小学校設置条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第54号 工事請負契約の締結について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

以上で、本定例会に執行部から上程された議案はすべて終了しました。町長、一言お願いします。

町長（吉岡 珍正 君）大変ご苦勞様でございました。上程いたしましたすべての議案に適切なお決定を賜りました事をまず心からお礼を申し上げたいと思います。なお毎回のことでありますけれども、議会のたびにいろいろなご意見をさせていただいておるわけですが、その意見、大変大事に真摯に取り扱っていかないといけないというふうに考えております。特に今回そういうご意見が何点かございました。私どもも職員一丸となって頑張っていきますので、今後ともよろしく願い申し上げましてご挨拶いたします。

議長（岡林 幸政 君）お諮りします。これより議員の皆さん1時50分まで休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）。ご異議なしと認めます。それでは暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時41分

再 開 午後 1時53分

議 長 の 辞 職

副議長（西川 晃 君）再開します。ただ今、岡林幸政議長から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長の辞職を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）。ご異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議長の辞職を議題とします。地方自治法第117条の規定により、岡林幸政議員の除斥を求めます。

(岡林幸政議長 退場)

事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長(田村 昌道 君)平成24年9月20日 越知町議会副議長 西川晃様 越知町議会議長 岡林幸政
辞職願 このたび申し合わせにより議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

副議長(西 川 晃 君)お諮りします。岡林幸政議員の議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)。
ご異議なしと認めます。

したがって、岡林幸政議員の議長の辞職は許可することに決定しました。

岡林幸政議員の入場を許可します。

(岡林幸政議員 入場)

岡林幸政議員に申し上げます。ただ今、議長の辞職は許可されましたので、告知します。

議 長 の 選 挙

副議長(西 川 晃 君)ただ今、議長が欠員となりましたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思いますが、
ご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)。ご異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は、地方自治法第118条の規定により、投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)。

ご異議なしと認めます。議長の選挙は投票で行います。議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

ただ今の出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、1番 市原静子議員、5番 岡林学議員を指名します。

これより投票用紙を配ります。

(事務局長が投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。(「なし」の声あり)。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。二人以上の氏名や他事記載などは無効となります。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局長(田村昌道君) 1番 市原静子議員、2番 高橋丈一議員、3番 武智龍議員、4番 斎藤政広議員、5番 岡林学議員、6番 片岡久一郎議員、8番 岡林幸政議員、9番 藤原俊夫議員、10番 山橋正男議員、11番 片岡清則議員、12番 寺村晃幸議員、7番 西川晃議員

(順次投票)

副議長(西川晃君) 投票漏れはありませんか。(「なし」の声あり)。投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。1番議員と5番議員は、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

選挙結果を申し上げます。投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票であります。

有効投票のうち、岡林幸政議員 7票、藤原俊夫議員 5票であります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、岡林幸政議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

議長に当選された、岡林幸政議員には、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

当選人、岡林幸政議員の発言を求めます。

議長(岡林幸政君) 皆さんどうも、また私が2年間引き継いで議長の席に着くようになりました。どうも温かいご支援をありがとうございます。私といたしましても、またこの2年間一生懸命皆さん方のご期待に添えるように頑張らなくてはならないと決心をいたしたわけでございます。どうかこれからも2年間皆さん方の温かいご指導とご鞭撻よろしくお願いを申し上げまして私の就任の挨拶にかえさせていただきます。(「公平な議

会運営よろしく頼みます。」)の声)はい、分かりました。(拍手)

副議長(西川晃君) これをもちまして、議長の選挙を終わります。暫時休憩します。

休 憩 午後 2時04分

再 開 午後 2時09分

副 議 長 の 辞 職

議 長(岡林幸政君)再開します。ただ今、西川晃 副議長から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長の辞職を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)。異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3 副議長の辞職を議題とします。地方自治法第117条の規定により、西川晃議員の除斥を求めます。

(西川晃議員 退場)

事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長(田村昌道君)平成24年9月20日 越知町議会議長 岡林幸政様 越知町議会副議長 西川晃

辞職願 このたび申し合わせにより副議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

議 長(岡林幸政君)お諮りします。西川晃議員の副議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)。ご異議なしと認めます。

したがって、西川晃議員の副議長の辞職は許可することに決定しました。

西川晃議員の入場を許可します。

(西川晃議員 入場)

西川晃議員に申し上げます。ただ今、副議長の辞職は許可されましたので、告知します。

副 議 長 の 選 挙

議 長（岡 林 幸 政 君）ただ今、副議長が欠員となりましたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）。ご異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第4 副議長の選挙を行います。

選挙は、地方自治法第118条の規定により投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）。ご異議なしと認めます。選挙は投票で行います。議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

ただ今の出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、2番 高橋丈一議員と6番 片岡久一郎議員を指名します。

これより投票用紙を配ります。

（事務局長が投票用紙を配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。（「なし」の声あり）。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。二人以上の氏名や他事記載などは無効となります。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

事務局長（田 村 昌 道 君）1番 市原静子議員、2番 高橋丈一議員、3番 武智龍議員、4番 斎藤政広議員、5番 岡林学議員、6番 片岡久一郎議員、7番 西川晃議員、9番 藤原俊夫議員、10番 山橋正男議員、11番 片岡清則議員、12番 寺村晃幸議員、8番 岡林幸政議員、

（順次投票）

議 長（岡 林 幸 政 君）投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）。投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。2番議員と6番議員は、開票の立ち会いを願います。

(開 票)

選挙の結果を申し上げます。投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票であります。

有効投票のうち、斎藤政広議員12票。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、斎藤政広議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

副議長に当選された、斎藤政広議員には、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

当選人、斎藤政広議員の発言を求めます。

副議長(斎藤政広君) 私にとりましては思わぬような結果になり、戸惑うところも多少ありますけれども、皆さんの総意ということでございますので、議会の運営がスムーズにまいりますように微力ながら努力をしてみたいというふうに思っております。今後ともどうぞよろしく願います。ありがとうございました。

議長(岡林幸政君) これをもちまして、副議長の選挙を終わります。ここで休憩します。

休 憩 午後 2時19分

再 開 午後 2時32分

各常任委員の選任

議長(岡林幸政君) 再開します。日程第29 各常任委員の選任を議題とします。

お諮りします。各常任委員の選任については、皆さんの協議により、お手元に配布した名簿のとおり選任したいと思いますが、ご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)。ご異議なしと認めます。各常任委員は、配布した名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、休憩中において各委員会を開き、委員長および副委員長の互選をお願いします。暫時、休憩します。

休 憩 午後 2時33分

(各常任委員会の正副委員長の互選)

再 開 午後 2時38分

議 長 (岡 林 幸 政 君) 再開します。

休憩中の、各常任委員会におきまして、それぞれの委員長および副委員長が互選されましたので、その結果を申し上げます。

総務教育常任委員会、委員長 山橋正男議員、副委員長 西川晃議員、産業建設常任委員会、委員長 武智龍議員、副委員長 高橋丈一議員、
議会広報常任委員会、委員長 岡林学議員、副委員長 斎藤政広議員、以上であります。

議会運営委員の選任

議 長 (岡 林 幸 政 君) 日程第30 議会運営委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。委員の選任については、皆さんの協議により、お手元に配布した名簿のとおり選任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)。ご異議なしと認めます。議会運営委員は、配布した名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、休憩中において委員会を開き、委員長および副委員長の互選をお願いします。暫時、休憩します。

休 憩 午後 2時39分

(議会運営委員会の正副委員長の互選)

再 開 午後 2時41分

議 長 (岡 林 幸 政 君) 再開します。休憩中の、議会運営委員会におきまして、委員長および副委員長が互選されましたので、その結果を申し上げます。

委員長 片岡清則議員、副委員長 藤原俊夫議員、以上であります。これより、3時まで休憩いたします。

休 憩 午後 2時42分

再 開 午後 3時03分

選挙管理委員の選挙（指名推薦）

議 長（岡 林 幸 政 君）日程第31 選挙管理委員の選挙を行います。

選挙する委員の定数は4人であります。

選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）。

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦と決定しました。

指名推薦は、議長において指名することに、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）。

ご異議なしと認めます。よって、選挙管理委員は議長において指名することに決定しました。

越知町選挙管理委員には、越知町越知甲1416番地 西森容子さん、越知町越知甲1354番地10 上岡純子さん、
越知町野老山1084番地 宮橋敏機さん、越知町今成47番地1 山中一夫さんの4人を指名推薦します。

お諮りします。

ただ今、指名推薦した4人の方を、越知町選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）。

ご異議なしと認めます。

よって、越知町選挙管理委員には、越知町越知甲1416番地 西森容子さん、越知町越知甲1354番地10 上岡純子さん、
越知町野老山1084番地 宮橋敏機さん、越知町今成47番地1 山中一夫さんの4人が当選されました。

なお、当選された4人の方には、追って文書により当選の告知をいたします。

以上で、選挙管理委員の選挙を終わります。

選挙管理委員補充員の選挙（指名推薦）

議 長（岡 林 幸 政 君）日程第32 選挙管理委員補充員の選挙を行います。

選挙する補充員の定数は4人であります。選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）。ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦と決定しました。

指名推薦は、議長において指名することとし、あわせて補充の順序も定めることに、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）。

ご異議なしと認めます。よって、越知町選挙管理委員補充員は議長において指名することに決定しました。

越知町選挙管理委員補充員には、

第1補充員に、越知町越知甲1787番地3 北添太三さん、第2補充員に、越知町柴尾960番地4 小田範博さん

第3補充員に、越知町越知甲1742番地1 片岡洋一さん、第4補充員に、越知町越知甲857番地2 藤原良一さんの4人を指名推薦します。

お諮りします。

ただ今、指名推薦した4人の方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）。

ご異議なしと認めます。よって、越知町選挙管理委員補充員には、

第1補充員に、越知町越知甲1787番地3 北添太三さん、第2補充員に、越知町柴尾960番地4 小田範博さん、

第3補充員に、越知町越知甲1742番地1 片岡洋一さん、第4補充員に、越知町越知甲857番地2 藤原良一さんの4人が当選されました。

なお、当選された4人の方には、追って文書により当選の告知をいたします。

以上で、選挙管理委員補充員の選挙を終わります。ここで若干休憩します。

休 憩 午後 3時07分

再 開 午後 3時07分

議 員 発 議

議 長（岡 林 幸 政 君）再開します。日程第33 発議第5号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書の議案がお手元に配付のとおり、4番 斎藤政

広議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付していますので省略することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。これより質疑に入ります。

提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は、可決されました。

日程第34 発議第6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の議案がお手元に配付のとおり、
9番 藤原俊夫議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。提出者の説明は、案を配付していますので省略することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。これより質疑に入ります。

提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は、可決されました。

議 員 派 遣

議 長（岡 林 幸 政 君）日程第35 議員派遣を議題とします。

議員派遣は、配付しました議員派遣計画表のとおりとすることに、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員派遣は、配付のとおりと決定いたしました。

委員会の閉会中の継続調査

議 長（岡 林 幸 政 君）日程第36 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長より会議規則第75条の規定によりお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることと決定しました。

議 長（岡 林 幸 政 君）以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了しました。

これにて平成24年第4回越知町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

閉 会 午後 3時10分

上記の会議録の次第は議会事務局職員の記載したもので、その正確であることを証明するためにここに署名する。

越知町議会議長

越知町議会議員

越知町議会議員